

1 目指すべき方向性

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解する上で、なくてはならないものであり、今後の文化の発展の基礎となるものです。そして、それは人々の心にうるおいを与え、豊かな社会形成に大きな役割を果たしています。

文化財にはさまざまな価値が内包されており、ひとつの価値観でその全ての価値を見いだすことはできません。人々の暮らしの中に埋もれている未指定の文化財の中には、時代を経ることによって新たな価値が見いだされる可能性を持つものもありますが、そのまま価値が見出されないまま消滅してしまうことも危惧されます。県として、それらの文化財も含め、幅広く保護を図っていきます。

また、郷土に育まれた民俗芸能や伝統行事、史跡等の鹿児島県の個性ある歴史・文化を、郷土に誇りを持つ心の醸成や地域づくりの促進に生かすとともに、観光資源としてもさらに魅力を引き出せるよう取り組んでいきます。

さらに、文化財を次世代に継承していくためには、地域の住民はもとより、全ての県民が自分たちの宝は自分たちで守り伝えていくという思いを共有することも大切です。文化財を地域のよりどころとし、適切な方法で保存・活用するため、地域住民と専門知識を有する学芸員や行政の専門職員、専門家、専門的な知識を有する民間団体等が密に関わりを持ち、地域社会総がかりで取り組める環境づくりを県全体で進めていきます。



現地説明会



学校における文化財伝承活動の取組
（「口之島の盆踊り」）



日本遺産ガイド向けワークショップ

2 文化財の保存・活用に関する方針

第1章4に示した現状と課題及び本章1に示した方向性を踏まえ、文化財の保存・活用に当たっての方針を以下に掲げます。

〈文化財の調査・研究〉

- ・ 将来的な価値を見越した幅広い調査を実施します。
- ・ 調査・研究における学術性を高めるための方法・内容の充実を図ります。
- ・ 調査成果等の活用促進のための環境整備を図ります。

〈文化財の指定・登録等と保存・継承〉

- ・ 幅広い情報収集による積極的な指定・登録等の制度の活用を図ります。
- ・ 文化財愛護思想の普及による地域社会総がかりでの文化財の保存と継承を図ります。

〈文化財に関する財政措置〉

- ・ 目的に応じた適切な補助事業・助成事業の活用による計画的な文化財の保存・活用を図ります。

〈文化財に係る人材の育成〉

- ・ 文化財行政における専門職員の適切な配置と資質の向上を図ります。
- ・ 文化財に関する専門的な知識を有する外部人材の掘り起こしと積極的な活用を図ります。

〈文化財の活用の推進〉

- ・ 他の行政部門との緊密な連携による文化財の地域資源としての活用を推進します。
- ・ テーマやストーリーに基づく広域的視点による文化財の保存と活用を推進します。
- ・ 文化財を活用した学習の場の提供と地域の文化財等の学校教育・地域活動への活用を促進します。